第69　6GHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1　変調方式が周波数変調、四相位相変調若しくは一六値直交振幅変調又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものの場合

(1)　チャネル間隔が5MHzのもの　5MHz

(2)　チャネル間隔が10MHzのもの　9.5MHz

(3)　チャネル間隔が20MHzのもの　18.5MHz

(4)　チャネル間隔が40MHzのもの　36.5MHz

(5)　チャネル間隔が60MHzのもの　53.5MHz

2　変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

次に掲げる式により求められる値が1に規定する許容値の範囲内であること。この場合において、500kHz未満の端数が生じたときはこれを500kHzに繰り上げた値とし、500kHzを超え1MHz未満の端数が生じたときはこれを1MHzに繰り上げた値とする。

fcl×サブキャリア数×1.1

fcl：クロック周波数（MHz）

第70　6.5GHz帯又は7.5GHz帯の周波数の電波を使用する固定局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおり指定する。この指定をする場合には、電波の型式に冠して表示する。

1　変調方式が四相位相変調若しくは一六値直交振幅変調又はこれらの方式と同等以上の性能を有するものの場合

(1)　チャネル間隔が2.5MHzのもの　2.5MHz

(2)　チャネル間隔が5MHzのもの　5MHz

(3)　チャネル間隔が10MHzのもの　9.5MHz

(4)　チャネル間隔が20MHzのもの　19MHz

(5)　チャネル間隔が30MHzのもの　28.5MHz

(6)　チャネル間隔が40MHzのもの（電気通信業務用固定局の場合に限る。）　36.5MHz

2　変調方式が直交周波数分割多重方式の場合

次に掲げる式により求められる値が1に規定する許容値の範囲内であること。この場合において、500kHz未満の端数が生じたときはこれを500kHzに繰り上げた値とし、500kHzを超え1MHz未満の端数が生じたときはこれを1MHzに繰り上げた値とする。

fcl×サブキャリア数×1.1

fcl：クロック周波数（MHz）

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第二条　特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四十一号中「第四十九条の二十五の二第一項」を「第四十九条の二十五の二の二第一項」に改め、同項第四十二号中「第四十九条の二十五の二第二項」を「第四十九条の二十五の二の二第二項」に改め、同項第四十三号中「第四十九条の二十五の二第三項」を「第四十九条の二十五の二の二第三項」に改め、同項に次の三号を加える。

六十九　設備規則第四十九条の二十五の二においてその無線設備の条件が定められている基地局又は陸上移動局に使用するための無線設備

七十　設備規則第五十八条の二の四第二項においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備

七十一　設備規則第五十八条の二の四の二においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備

「

備設線無の号八十六第項一第条二第	○	○注21	○		○				○注22		
備設線無の号九十六第項一第条二第	○	○	○		○						
備設線無の号十七第項一第条二第	○	○	○		○						
備設線無の号一十七第項一第条二第	○	○	○		○						

」を

「

備設線無の号八十六第項一第条二第	○	○注21	○		○				○注22		

」に改める。

別表第一号一(3)アの表中